

市第19号議案

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正 関連

1 提案理由

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定による「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、本市条例における関係規定の整備を図ります。

2 障害者自立支援法改正の概要

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------|------------------|
| 第5条（第1項省略） | 第5条（第1項省略） |
| 2（居宅介護） | 2（居宅介護） |
| 3（重度訪問介護） | 3（重度訪問介護） |
| <u>4（同行援護）</u> | |
| <u>5（行動援護）</u> | 4（行動援護） |
| <u>6（療養介護）</u> | 5（療養介護） |
| <u>7（生活介護）</u> | 6（生活介護） |
| <u>8（児童デイサービス）</u> | 7（児童デイサービス） |
| <u>9（短期入所）</u> | 8（短期入所） |
| <u>10（重度障害者等包括支援）</u> | 9（重度障害者等包括支援） |
| <u>11（共同生活介護）</u> | 10（共同生活介護） |
| <u>12（施設入所支援）</u> | 11（施設入所支援） |
| <u>13（障害者支援施設）</u> | 12（障害者支援施設） |
| <u>14（自立訓練）</u> | 13（自立訓練） |
| <u>15（就労移行支援）</u> | 14（就労移行支援） |
| <u>16（就労継続支援）</u> | 15（就労継続支援） |
| <u>17（共同生活援助）</u> | 16（共同生活援助） |
| ・ | ・ |
| ・ | ・ |
| ・ | ・ |
| <u>23（福祉ホーム）</u> | <u>22（福祉ホーム）</u> |

3 条例改正の概要

- (1) 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(施設入所支援) 第10条の2第2号中、「第5条第12項」 「第5条第13項」
(生活介護) 「同条第6項」 「同条第7項」

- (2) 横浜市なしの木学園条例
(短期入所) 第3条第2号中、「第5条第8項」 「第5条第9項」

- (3) 横浜市リハビリテーションセンター条例
(施設入所支援) 第3条第1項第4号中、「第5条第12項」 「第5条第13項」
(就労移行支援) 同項第5号中、「第5条第14項」 「第5条第15項」
(児童デイサービス) 第4条の2第3項中、「第5条第7項」 「第5条第8項」
(施設入所支援) 第8条第2号中、「第5条第11項」 「第5条第12項」
(自立訓練) 「同条第13項」 「同条第14項」

- (4) 横浜市福祉授産所条例
(就労継続支援) 第2条中、「第5条第15項」 「第5条第16項」

- (5) 横浜市知的障害者生活介護型施設条例
(生活介護) 第1条第1項中、「第5条第6項」 「第5条第7項」
(自立訓練) 第2条第3項中、「第5条第13項」 「第5条第14項」
(短期入所) 同条第4項中、「第5条第8項」 「第5条第9項」
(施設入所支援) 「同条第11項」 「同条第12項」
(福祉ホーム) 第10条第1項中、「第5条第22項」 「第5条第23項」

- (6) 横浜市総合保健医療センター条例
(短期入所) 第8条第2号の2中、「第5条第8項」 「第5条第9項」
(自立訓練) 「同条第13項」 「同条第14項」
(就労移行支援) 「同条第14項」 「同条第15項」

- (7) 横浜市火災予防条例
(共同生活介護・共同生活援助) 第51条第1項第3号中、
「第5条第10項又は第16項」 「第5条第11項又は第17項」

4 附則（条例の施行日）

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すま

での間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」のうち、「障害者自立支援法第5条」の改正規定の施行の日

市第21号議案

横浜市中心職業訓練校条例等の一部改正 関連

1 提案理由

障害者基本法の一部改正に伴い、本市条例における関係規定の整備を図ります。

2 障害者基本法改正の概要

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> | <p>第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p> |
| <p>第34条 （第1項及び第2項 省略）</p> <p>3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>（第4項及び第5項 省略）</p> | <p>第26条 （第1項及び第2項 省略）</p> <p>3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>（第4項及び第5項 省略）</p> |

3 条例改正の概要

(1)「障害者の定義」関連

次の各条例において、障害者の定義を引用している該当条文中、「第2条」を「第2条第1号」に改めます。

- ア 横浜市中央職業訓練校条例（第5条第1項第4号）
- イ 横浜市福祉のまちづくり条例（第2条第2号）
- ウ 横浜市後見的支援を要する障害者支援条例（第2条第1項）
- エ 横浜市障害者研修保養センター条例（第2条）
- オ 横浜市障害者スポーツ文化センター条例（第2条）
- カ 横浜市営住宅条例（第7条第2項第2号）

(2)「地方障害者施策推進協議会」関連

「横浜市障害者施策推進協議会条例」において、地方障害者施策推進協議会の根拠として引用している「第26条第3項」を「第34条第3項」に改めます。

4 附則（条例の施行日）

公布日